

令和7年度貝毒検査結果

結果判明日	採取日	種類	地区	麻痺性貝毒	下痢性貝毒
2月25日	2月16日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
2月18日	2月9日	マガキ	富津	不検出	不検出
1月30日	1月22日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
令和8年1月22日	1月14日	マガキ	富津	不検出	不検出
12月19日	12月10日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
12月17日	12月9日	マガキ	富津	不検出	不検出
11月18日	11月10日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
11月14日	11月6日	マガキ	富津	不検出	不検出
10月15日	10月6日	マガキ	富津	不検出	不検出
10月15日	10月6日	マガキ	木更津北部	不検出	0.034mgOA/kg
9月19日	9月10日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
9月17日	9月8日	マガキ	富津	不検出	不検出
8月5日	7月28日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
7月31日	7月23日	アサリ	富津	-	不検出
7月23日	7月14日	ホンビノスガイ	千葉北部	-	不検出
7月16日	7月8日	アサリ	木更津南部	-	不検出
7月16日	7月8日	アサリ	木更津北部	-	不検出
7月7日	6月30日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	-
7月3日	6月25日	ホンビノスガイ	千葉北部	-	不検出
7月3日	6月24日	アサリ	木更津南部	-	0.021mgOA/kg
7月2日	6月24日	アサリ	木更津北部	-	不検出
7月1日	6月23日	イワガキ	鴨川	不検出	不検出
6月24日	6月16日	アサリ	富津	不検出	0.010mgOA/kg
6月20日	6月12日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
6月20日	6月12日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
6月20日	6月12日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出
6月19日	6月11日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
6月18日	6月10日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
6月18日	6月10日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
6月18日	6月10日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
6月13日	6月5日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
6月6日	5月29日	アサリ	木更津北部	-	0.016mgOA/kg
6月6日	5月29日	ホンビノスガイ	千葉北部	-	不検出
6月5日	5月28日	アサリ	富津	-	不検出
6月4日	5月27日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
6月4日	5月27日	アサリ	木更津南部	-	不検出
5月30日	5月22日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	0.015mgOA/kg
5月30日	5月21日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出

5月30日	5月21日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
5月30日	5月21日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
5月27日	5月19日	マガキ	富津	不検出	不検出
5月23日	5月15日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
5月21日	5月13日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出
5月20日	5月12日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
5月20日	5月12日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
5月16日	5月8日	アサリ	木更津北部	-	0.011mgOA/kg
5月13日	5月1日	アサリ	富津	-	不検出
5月7日	4月25日	ホンビノスガイ	千葉北部	-	0.014mgOA/kg
5月2日	4月23日	アサリ	木更津南部	-	不検出
4月30日	4月21日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	-
4月25日	4月17日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
4月25日	4月17日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
4月25日	4月17日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
4月25日	4月17日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
4月24日	4月16日	アサリ	富津	不検出	不検出
4月23日	4月15日	マガキ	富津	不検出	不検出
4月18日	4月10日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
4月15日	4月7日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
4月15日	4月7日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
令和7年4月15日	4月5日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出

注1) 不検出とは、試験方法で正確に定量できる最低濃度未満のことをいい、麻痺性貝毒の検出限界は2.0MU/gである。

注2) 麻痺性貝毒の検査は「貝毒の検査法等について」(昭和55年7月1日付け環乳第30号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)に定める方法による。

注3) 下痢性貝毒の検査は「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」(平成27年3月6日付け食安基発0306第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連盟通知)に定める方法による。

注4) 可食部について検査を実施した。

注5) 表中の - は検査を行わなかったことを示す。

注6) 検査実施機関: 一般財団法人 東京顕微鏡院